

平成 29 年 5 月 23 日

各道立学校長 様

総務政策局長

平成 29 年度教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組について（通知）

時間外勤務等の縮減に向けては、平成 21 年 8 月に策定した「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」に基づき取組を進めているところですが、今年度におきましても引き続き「取組方策」に掲げた項目に取り組み、その中でも今年度特に全道的に強化していく取組や新たに取組むべき事項を、別紙のとおり「重点取組」として位置付けたところです。

本年 3 月には、国において罰則付き時間外労働の上限規制の導入などが議論され、その実現のために「働き方改革実行計画」が決定され、公務員等の「プレミアムフライデー」を含む長時間労働対策についても明記されたことを踏まえ、道立学校においては、これまで以上に職員の健康管理にも留意しながら、引き続き「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」に基づき、重点取組の推進と併せて各種取組を主体的に進めるとともに、教員が子供と向き合う時間の拡充のためにも、取組が実効性の高いものとなるようお願いします。

なお、「働き方改革実行計画」においては、教員の働き方、業務の在り方等について、教育再生実行会議で平成 29 年度に検討・提言することとされており、道教委としては、国の動向を見極めながら、別途、次年度以降の取組を検討したいと考えております。

教職員課サービス制度グループ 担当：藤井

電話：011-204-5723（直通）

011-231-4111 内 35-232

e-mail：fujii.shinobu@pref.hokkaido.lg.jp

平成 29 年 5 月 23 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局長

平成 29 年度教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組について（通知）

時間外勤務等の縮減に向けては、平成 21 年 8 月に策定した「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」に基づき取組を進めているところですが、今年度におきましても引き続き「取組方策」に掲げた項目に取り組み、その中でも今年度特に全道的に強化していく取組や新たに取り組むべき事項を、別紙のとおり「重点取組」として位置付けたところです。

本年 3 月には、国において罰則付き時間外労働の上限規制の導入などが議論され、その実現のために「働き方改革実行計画」が決定され、公務員等の「プレミアムフライデー」を含む長時間労働対策についても明記されたことを踏まえ、市町村教育委員会におかれましては、これまで以上に学校職員の健康管理にも留意しながら、引き続き「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」に基づき、重点取組の推進と併せて各種取組を主体的に進めるとともに、教員が子供と向き合う時間の拡充のためにも、取組が実効性の高いものとなるようお願いします。

なお、「働き方改革実行計画」においては、教員の働き方、業務の在り方等について、教育再生実行会議で平成 29 年度に検討・提言することとされており、道教委としては、国の動向を見極めながら、別途、次年度以降の取組を検討したいと考えております。

教職員課サービス制度グループ 担当：藤井
電話：011-204-5723（直通）
011-231-4111 内 35-232